

会 議 録

審議会等の 名称	令和４年第１３回教育委員会（定例会）
開催日時	令和４年１１月２５日（金）１４：００～１５：２０
開催場所	山口市役所別館１階第１会議室
公開・部分公 開の区分	一部非公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、上野教育部次長、石川教育総務課長、藤原教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、松富中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （１）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （２）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （３）山口市指定文化財の指定の諮問について 報告事項 （４）第三次山口市教育振興基本計画（素案）について （５）第四次山口市子ども読書活動推進計画（素案）について （６）第四次山口市立図書館サービス計画（素案）について （７）令和４年度全国学力・学習状況調査における山口市の結果概要について （８）宗教法人常栄寺所有絵画の国の重要文化財への指定について
	藤本教育長 皆さん、こんにちは。 ただ今から、令和４年第１３回教育委員会（定例会）を開会します。 会議録の署名につきましては、佐々木委員さんと佐藤委員さんをお願いいたします。 本日は議案３件、報告５件となっております。まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。 本日の案件につきましては、議案第１号及び議案第２号につきましては市議会に上程する事案であり、議案第３号につきましては意思決定段階のものでございますことから、「非公開」にて審議したいと思っておりますがよろしいでしょうか。 それでは、議案第１号から第３号につきましては、「山口市教育委員会会議規則第９条第１項及び第２項」に基づき、秘密会により審議いたします。 本日は、審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。 まず、報告第１号の「第三次山口市教育振興基本計画（素案）」につい

	て事務局からお願いします。 石川教育総務課長 それでは、報告第1号の「第三次山口市教育振興基本計画（素案）について」、御説明をいたします。資料につきましては、③－1、③－2、③－3がございまして、順に説明させていただきたいと思います。 まず、これまでの策定状況についてお伝えいたします。 山口市教育振興基本計画の策定につきましては、大学教授などの専門の方や地域の代表者の方などからなる13名の委員で策定委員会を設置いたしまして、これまでに計4回開催いたし、御意見をいただいているところです。 本日、御説明いたします素案につきましては、11月4日に開催いたしました第4回の策定委員会でお示しした資料をお手元にお配りさせていただいております。 それでは、資料に移らせていただきます。 まず資料③－1「第三次山口市教育振興基本計画（素案）」を御覧ください。 1ページでございます。序章の「計画策定の主旨」ですけれども、本計画は、令和5年度以降の山口市の教育目標を明確にするとともに、中・長期的な視野に立った、本市が進むべき教育の基本的方向性と、その方向性を具現化するための施策を示すため、第三次となる教育振興基本計画を策定するといった記載をしております。 次に2ページに移らせていただきます。「計画の構成」でございます。第二次の計画と同様に、（1）に山口市の教育目標、（2）に教育目標を実現するための4つの基本的方向性と14の施策の展開、そして（3）に、特に重点的に取組を進めるものをまとめましたプロジェクト事業といった構成をしております。 次に3ページに移らせていただきまして、第1章の「山口市の教育を取り巻く状況」でございます。 まず、最初の「1 国の状況」ですが、これが3～7ページにわたって表記しておりまして、その国の状況としましては人口減少、コロナ禍、SDGs、デジタル社会における子どもへの影響、部活動の地域移行などの状況を記載させていただいております。次に8ページからは山口市の状況としておりまして、ちょっとボリュームがあるのですが、8～29ページまで、こちらにお示しをさせていただいております。 市の状況としましては人口減少、特別な支援が必要な子どもの増加、学力の状況、体格・体力、生活習慣、いじめ・不登校、教員の時間外、生涯学習の状況、図書館利用、文化財など、本市教育委員会の所管事業について、関連する事項について順にまとめたさせていただいております。 次に30ページを御覧ください。30ページにつきましては、これまでの取組の成果について、プロジェクト事業について示しております。
--	--

次の31ページからは第2章に移ります。31ページの「第2章 山口市の教育目標」につきましては、後ほど、別の資料にて御説明させていただきたいと考えております。

2の「これからの時代に必要な力を育むまちの姿」でございます。国においては、現代を将来の予測が困難な時代として、その特徴である変動性、不確実性、複雑性の頭文字を取って「VUCA」の時代といっているところである中、個人の幸せと社会全体の幸せを同時に感じられることを目指す「ウェル・ビーイング」の考え方を重視していくことが示しております。

次に、本市としましては山口のまち全体を一つの教室として、子どもから大人までの全ての市民が、地域社会の様々な場所で、学びによってつながり、ふれあう機会を創出し、生まれ育ったまちにおいて、自らの幸せを実現するとともに、その幸せがまち全体へと波及していくことの出来るまちを目指していくこととしております。

次に「3 本市の強みを生かした教育施策の推進」でございます。こちらは市民全体の学びを支えていくまちを目指すにあたり、多くの大学・専門学校や山口情報芸術センターなどの文化・芸術施設を持つ都市としての長を活かしていくこととしています。

次の32ページの中ほどになりますけれども、これまで培ってきたコミュニティ・スクールによる結びつきを基盤に、山口のまち全体を一つの教室とする学びの姿の実現を図っていくこととしております。

続きまして33ページを御覧ください。ここからは、4つの基本的方向性についての説明になります。第3章「基本的方向性と施策の展開」になります。

まず、基本的方向性1の「子どもたちの『生きる力』を育む」の考えにつきましては、同じページになりますけれども、方向性の考え方がございます。こちらでは、「一人ひとりの多様なウェル・ビーイング」を実現し、生きていくためには、自分の思い通りにならない出来事に直面しても、自分らしく前向きに他者と協働しながら、乗り越えていくことのできる力を養っていくことが必要でありますことから、基礎的な学力や体力はもちろん、他者を思いやる豊かな心、困難に立ち向かうことのできる強い心や体といった、様々な資質・能力を身につける必要があり、本市の強みの一つであるコミュニティ・スクールの仕組みを活用していくことで、学校で学びながらも、社会で生きるために必要なコミュニケーション力や課題解決能力を育んでいくこととしております。

また、そうした育みたい資質・能力として、34ページに、本市の独自の学力観である「本物の学力」を定義し、いわゆる学力テストの点などよりも、学びに向かう力であるとか、自己肯定感や有用感などの力を重視していくことを目指すとしているところでございます。

同じく34ページの表のほうですけれども、基本的方向性1における施

策の柱と各施策、そして施策を推進していく主体をまとめた表でございます。この基本的方向性1には3つの施策の柱がありまして、「次代に必要なとなる確かな学力を育む」「豊かな心を育む」「健やかな体をつくる」としております。

そうした各施策のなかで主なものを申し上げますと、36ページでございます。

「①次代に必要なとなる確かな学力を育む」の主な取組といたしまして、「質の高い授業づくり」でございます。本市の強みであるコミュニティ・スクールを基盤とした地域連携を発展させ、小・中学校9年間を見通した系統性・連続性のある教育課程のもとに、小中一貫教育を推進するとしております。

次に、42ページでございます。「基本的方向性2 教育環境を整え、学びの質を高める」でございます。その中段でございます「方向性の考え方」に移らせていただきます。目指すべき教育環境として「幸せな学校」を掲げております。この「幸せな学校」は、児童・生徒はもちろん、教職員にとっても働きがいを感じる学校であるものとしております。学校を取り巻く複雑化・多様化する問題に、学校のみならず、地域社会全体で解決に向けた取組を進めていくこととしております。

続きまして43ページを御覧ください。基本的方向性2につきましては4つの施策の柱がありまして、「一人ひとりに寄り添った個別最適な関り」「安全・安心で快適な教育環境を整える」「誰もが教育を受けやすくする」「教職員が誇りを持って働くことのできる環境づくり」でございます。

それでは44ページを御覧ください。「①一人ひとりに寄り添った個別最適な関り」でございます。この主な取組といたしまして、1つ目の「地域と連携したいじめ等への対応」でございます。地域とともにある学校づくりを進めていくことで、保護者や地域住民のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家も積極的に学校活動に参画できる仕組みを構築し、教職員と保護者、地域社会全体が連携して課題の解決にあたる事が出来るよう取り組むこととしています。

次に「不登校児童・生徒への対応」では、未然防止として、教職員と連携・分担しながらチーム支援を行うことができるスクールカウンセラーを各中学校区に配置し、小・中学校の定期的な訪問を行うなど、学校における教育相談体制の一層の強化を図ることとし、また、学校復帰に向けた支援としては、教育支援センター「あすなろ教室」や民間の団体等との連携をはじめ、学校支援員の派遣、教育相談室や余裕教室と所属学級とを繋いだオンライン授業など、不登校の子どもに対するあらゆる教育機会の確保に努めることとします。

続きまして、47ページを御覧ください。「③誰もが教育を受けやすくする」の主な取組のところ「小規模校における学びの保障」でございます。

これは、小規模校における対応を教育振興基本計画に盛り込むものでございまして、保護者や地域に配慮しつつ、学校統合等のあり方について協議の場を設けていくこととしております。

次に49ページを御覧ください。「教職員が誇りを持って働くことのできる環境づくり」の主な取組です。1つ目の「教職員が誇りを持って職務にあたることの出来る職場づくり」について、本市で働く教職員が、次代を担う子どもを育むといった誇りを持って働くことが出来る教育環境の整備に取り組むとしております。

次に、51ページを御覧ください。「基本的方向性3 地域・家庭の教育力を高める」でございます。

方向性の考え方でございます。今後はこれまで取り組んできたコミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを活かした活動をさらに発展させることで、学校を中心に、地域と保護者が目指す子ども像を共有した上で、相互につながり、学びや体験の場を学校のみならず、地域社会の様々な場所へ提供していくこととしております。

次の52ページを御覧ください。基本的方向性3は3つの施策の柱があり、「学校を核としたつながりづくり」「安全・安心で快適な教育環境を整える」「家庭の教育力を高める」でございます。

53ページを御覧ください。「学校を核としたつながり」の主な取組でございます。3つ目の「学校における地域住民や保護者のつながりの場づくり」においては、地域住民や保護者の学校における授業や行事に関わるにより、かかわりやふれあいの絶えない居場所としての学校づくりを進めるとともに、地域住民と児童・生徒が日常的に学校で学びあえる学びの場づくりに取り組むこととしております。

56ページを御覧ください。「基本的方向性4 学びを充実し、郷土愛を育む」でございます。方向性の考え方でございます。一人ひとりが多様で個性ある自己実現を支援するための学習活動などや、そのつながりやかかわりを創出する学び、また、そうした学びの成果を地域で活かすことの出来る場などを、地域社会の多様な場所に構築していくことで、持続的な地域コミュニティの場を作り、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を生み出していくこととしております。

次に57ページを御覧ください。57ページには基本的方向性4の4つの施策の柱がございまして、「社会教育・生涯学習活動の充実を進める」「読書環境を充実させる」「地域ぐるみのスポーツ・文化芸術活動を支える」「多彩な山口の宝を知り、生かし、伝える」でございます。

次に58ページを御覧ください。「社会教育・生涯学習活動を充実させる」の主な取組になります。1つ目、「地域交流センターや学校を核とした社会教育活動・生涯学習活動の推進」では、生涯にわたり、学びたいことを学ぶことが出来るよう、地域交流センターや図書館、文化施設の充実

や大学等の高等教育機関や企業等との連携を図るとともに、コミュニティ・スクールによって身近な場所となった学校における講座開催を検討することとしております。

次に59ページを御覧ください。「読書環境を充実させる」の主な取組です。2つ目になります「図書館の機能強化」では、図書館へのアクセスが困難な市民のために、移動図書館や団体貸出などのサービスを行うとともに、電子図書館サービスの導入やデジタル技術の活用による利便性の向上に向けた研究に取り組むこととしております。

次に61ページを御覧ください。「地域ぐるみのスポーツ・文化芸術活動を支える」の主な取組です。4つ目になります「中学校部活動の地域移行に伴う生徒のスポーツ・文化芸術活動機会の確保・充実」でございます。国が示した方向性・方策を踏まえ、学校や地域団体、行政機関など、様々な関係機関が連携して、中学校生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動に取り組める場所や指導者を確保できるよう、検討していきますとしております。

次に62ページを御覧ください。「多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える」の主な取組です。一番下にあります「郷土愛の育成」では新たにコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校と地域の連携を活かして、郷土の歴史・文化資源を地域子ども達が理解・知る機会の充実を図っていくこととしております。

ここまでの計画本文の素案でございます。

続きまして、資料③-2になります。

資料③-2におきましては、山口市の教育目標案を3つほど、ここに示しておりまして、その基本的考え方としましては、本市の強みの一つであるコミュニティ・スクールによって、学校や地域交流センターを核に子どもや大人が学びを通じてふれあい、これからの時代を幸せに生きるための力を身に付けていくとともに、本市の歴史や文化を未来へと繋げていくことのできる人を育てる、教育のまち山口をイメージしたものでございます。この教育目標につきましては3つから選ぶといったことではなく、御意見をいただきながら、より良い教育目標にしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、プロジェクトに移らせていただきます。資料③-3、プロジェクト事業案でございます。

まず、教育振興基本計画は本市教育委員会の事業全体を表すものでございまして、その中でもこのプロジェクト事業は、そうした事業の中から、今後5年間集中的に取り組む事業を取りまとめたかたちとしております。プロジェクトは大きく3つに分けておりまして、1つ目が「学力向上プロジェクト」、2つ目が「幸せな学校づくりプロジェクト」、3つ目が「人生100年時代に対応した学びプロジェクト」としております。

それでは1ページから順に御説明いたします。

1ページ、「学力向上プロジェクト」でございます。主なものを説明いたします。

まずは、「本市の特色を生かした小・中一貫教育」でございます。これは本市の強みであるコミュニティ・スクールを基盤として、各地域における特色を活かした地域連携カリキュラムを各中学校区で作成し、小・中一貫教育を進めていくこととしております。

次に、「YCAMと連携した本市独自のICT教育の展開」でございます。こちらは様々なメディアからもたらされる情報を主体的に読み解く能力である情報リテラシーの習得や、プログラミング的思考などの能力を育むことを目的として展開するものでございます。

次に「幼保小の連携体制の構築」でございます。これは、小学校1年生などの教室において、教員の話が聞けずに授業が成立しないといった「小1プロブレム」を解消するため、各地域における幼保小連絡協議会の会議体等を活用することで、各小学校区において幼児期から小学校教育への円滑な接続を目的としたカリキュラムの作成に向けて協議を進めていくとしております。

次に3ページに移らせていただきます。「2 幸せな学校づくりプロジェクト」でございます。

1つ目「『いじめ』の早期発見・早期対応におけるICTの有効活用」でございます。全国的にスマートフォンやSNSの普及などを背景として、いじめが潜在化し防止等が困難になっている中で、1人1台端末を持ち帰り、秘匿環境でアンケートを実施するなど、「いじめ」の早期発見・早期対応に向けた事業を展開することとしております。

次に、「スクールソーシャルワーカーを活用した不登校対応」でございます。こちらはスクールソーシャルワーカーの人数を増やしていくとともに、迅速に事案に対応できるように担当エリアを設定した適正配置を行うなど、スクールソーシャルワーカーを有効活用することで、家庭環境の変化を促し、家庭生活を安定させることで学校復帰に向けた支援を行うこととしております。

次に4ページを御覧ください。「中学校部活動の地域移行に伴う生徒のスポーツ・文化芸術活動機会の確保・充実」でございます。これはプロジェクト事業にと考えておりますけれども、具体の取組みは検討している段階でございますことから、この資料では「検討中」というかたちでさせていただいております。こちらはまた、しっかり検討しまして、お示しいたと考えております。

続きまして、5ページに移らせていただきます。「3 人生100年時代に対応した学びプロジェクト」でございます。

このうち、「学習情報体系化事業」でございます。本市においては、地

	域交流センターをはじめ、様々な場所で、市民の学習機会を提供しておりますが、そうした情報が体系的に提供されないことから、市民に学習情報を分かりやすく提供するとともに、市民の学習ニーズや習熟度にあった学習機会を提供することを目指したものでございます。 次に、中ほどの「デジタル技術を活用した図書館サービスの充実」でございます。電子書籍の普及や、全国的な電子図書館サービスの導入が進むなか、その導入と利活用により、住んでいる地域に限らず、どこでも本を手にすることが出来る読書環境整備を進めるものでございます。 次に、3つ目になりますが「歴史文化資源の保存・活用と学びの機会の創出」でございます。歴史文化資源の保存・継承が課題となっているなか、コミュニティ・スクール、地域協育ネットといった仕組みの活用や、資料館等における社会見学や職場体験学習の受け入れなど、子どもたちが多彩な山口の宝に触れる機会や学ぶ機会を提供するほか、講座・企画展等のイベントの実施、資料館等における展示の充実を図り、ウェブサイト、SNS等による情報発信を積極的に行っていきます。また、価値が明らかではない歴史文化資源については価値を明らかにし、必要なものは指定文化財・登録文化財の手続きを行っていくこととしております。 計画策定に向けた今後のスケジュールでございますけれども、この度、教育委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、12月に予定しております第5回策定委員会において最終案を作成したいと考えております。最終的にはパブリックコメントを経まして、計画策定とさせていただきます予定でございます。 説明については以上となります。
佐藤委員	感想になってしまうかもしれませんが、③-1の34ページ。 このあたりは変えられないかもしれませんが、「本物の学力」ってとても良い言葉だなと思っています。 中に書くのだったら、この柱のところに「①本物の学力を育む」のほうがいいが、他の②・③とも対応が良いじゃないかなと。ここだけちょっと説明的になっているなと感じました。
石川教育総務課長	御意見を参考にさせていただきます、内容に反映させていければと思っております。
佐藤委員	あともう1点。47ページの「誰もが教育を受けやすくする」となっているところについて、教育を受けるのは権利なので、結果、受けやすくなるのではなく、受けられないと、結果が伴わないとダメなので、「誰もが平等に教育を受けられるようにする」とかがよいのではないかと思います。
藤本教育長	ありがとうございました。 他に何かお気づきになったところはありませんか。
鮎川委員	基本的方向性の表がそこにありますが、この中の施策の柱の表現のしか

	たが、体言止めのものと、用言で「育む」とか「体をつくる」とか、表現が違うのですが、どちらかに統一されたほうが良いのではないかと思います。 例えば、34ページは全部「つくる」で言っていますね。43ページは、表現が変わっておりますので、語尾を統一したほうがよろしいかと。
藤本教育長	表記についてはまた、検討させていただきます。 その他ございますかね。
石川教育総務課長	今後の御意見につきましては、可能であればメールでいただけると大変助かります。
藤本教育長	スケジュールはどうなりますか。
石川教育総務課長	今後の策定委員会等の予定なのですが、12月中旬に第5回の策定委員会を予定しております。第5回策定委員会で内容を反映するためには、今からですと1週間ぐらいでいただいたものは、策定委員会で反映させていただきたいと考えております。 策定委員会は12月中旬をもって終了と考えておりますけれども、その後も市全体の第二次総合計画後期基本計画や、他部局の計画との整合も取りながら、12月中にはある程度案として整えまして、それを市の中で1月に再度調整いたしまして、その後、2月～3月中旬ぐらいまでパブリックコメントをさせていただくように考えております。 その後、パブリックコメントの意見をもって、3月末で最終的な計画策定とするスケジュールを考えているところです。
藤本教育長	じゃあ、意見は1週間程度でということですね。
石川教育総務課長	まずは1週間程度で伺いまして、次回の策定委員会のほうに整理したものを案として出したいと思います。ただ、その策定委員会でもまた、意見をいただくこともございますし、12月いっぱいには整理作業をいたしますので、1週間を過ぎましても、必要があればぜひ、御意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
藤本教育長	次の策定委員会である程度整理されたのが出て、またこちらにフィードバックがあるということですね。
佐々木委員	達成目標というか、到達目標というか、具体的にそういうようなレベルの目標を、教育目標とは別途設定するとか、あるいは市の総合計画の中の他の分野では、もうちょっと2段構えになっていて、場合によっては数値目標や、具体的な到達目標のようなものが入っていないように感じますが。
石川教育総務課長	今、おっしゃった到達目標といったところですが、まず、この教育振興基本計画では「プロジェクト」ということでお示しはしております、そのプロジェクト等と、今度は第二次山口市総合計画 後期計画のほうでは例年、教育委員会のほうでも成果指標の報告を見ていただいている

	のですけれども、そちらのほうで進行管理をすることを考えておりまして、教育振興基本計画そのものには達成の具体的な指標等は掲載しないことを考えております。 ですから、全体としてはプロジェクトの中で進行管理を行うとともに、市の総合計画と合わせて、スケジュール等も含めて、管理していきたいと考えております。
藤本教育長	ほか、よろしいですか。 では、また見ていただければと思います。この件について、よろしくお願い致します。 続きまして、報告第2号の「第四次山口市子ども読書活動推進計画（素案）」について事務局からお願いいたします。
松 富 中 央 図 書 館 長	報告第2号「第四次山口市子ども読書活動推進計画」について御説明いたします。お手元に、計画素案を資料として配布させていただいております。当日配布のAと記した資料でございます。資料が当日になってしまいまして、大変申し訳ありませんでした。 まず、9ページをお開きいただきたいと思います。 「子ども読書活動推進計画」は、平成13年12月に施行されました「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定するものでございます。この法律は、近年の子どもの読書離れに対する懸念等を背景として作られたもので、社会全体で積極的に子どもの読書環境の整備を推進していくことの重要性がうたわれ、その中で都道府県と市町村には、子ども読書推進計画策定の努力義務が課されております。 国では市町村の計画策定率について、市は100%、町村は70%の数値目標を設定しており、現在の全国的な状況を見ますと、都道府県は100%、市は93.9%、町村74.4%と、一部未策定の市もございますものの、概ね全国的に計画策定が完了した状況となっております。 次の10ページをお開きください。山口市では、平成20年に第一次計画を策定して以降、平成25年に第二次、平成30年に第三次計画を策定し、これまで市立図書館の施設整備や蔵書の充実、学校図書館支援サービスなど、子ども読書活動の推進のための取組を進めてまいったところでございます。 計画期間につきましては、上位計画である山口市総合計画とも整合性を図り、これまで5年ごとに改訂を行ってまいりましたが、今回の第四次計画につきましても、令和5年度から令和9年度までの5年間で予定しております。 本日お配りいたしております第四次計画の素案につきましては、取りまとめにあたり、これまで図書館協議会の委員等からも御意見を頂戴いたしまして、計画内容に反映をいたしております。また本計画は、図書館以外にも、学校や保育園、地域交流センター、児童館など、様々な主体による

取組を施策横断的に体系化したものでもあります。教育委員会に限らず、市長部局の関係各課とも調整を図ったうえで、素案の取りまとめを行っております。

11ページをお開きください。本計画の理念につきましては、「子どもたちは本が大好きで、たくさんの本に囲まれて、自ら進んで読書をしています」といたしております。また、この基本理念のもと、次の12ページに記載しております「発達段階に応じた読書活動の充実」「読書環境の整備」「広報と啓発（活動）の推進」「地域全体での取組の推進」という4つの基本方針を定め、体系的に事業を進めていくことといたしております。

16ページを御覧いただきたいと思います。こちらが計画全体の体系図となっております。こちらにもお示ししております通り、4つの基本方針を達成するため、それぞれの基本方針のもとに目標と方策を立て、具体的な取組を進めていくという計画の全体の組み立てをいたしております。

17ページ以降が、それぞれの目標と方策、具体的な取組を列挙した部分となります。

今回の第四次計画改訂にあたっての新たな取組といたしましては、25ページをお開きいただきたいと思います。

具体的な取組の8番目「電子図書館の導入による読書環境の整備」がございます。近年、読書をめぐる社会の環境変化として、紙媒体の本に加え、全国の図書館においても電子図書館サービスの導入が進んでおり、本市においてもその導入と利活用により、児童書についても、自宅のパソコンやスマートフォンなどで利用できる環境整備を行おうとするものでございます。また、学校との連携により、児童生徒に配布された1人1台端末で電子書籍の活用を図ることも検討していくことといたしております。

同じく25ページ5番目の「子どもへのレファレンスサービスの充実」がございます。図書館では、調べ物相談のためのレファレンスサービスを行っておりますが、大人だけでなく、子どもでも相談しやすい受付体制を整備することや、子ども向けのレファレンスツール、例えば、特定のテーマに関する情報を分かり易くまとめたガイドであります「パスファインダー」といったものの充実などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に33ページをお開きいただきたいと思います。後段の「子どもでも利用しやすいホームページの作成」や「SNSの活用による情報発信」についても、新たな取組として掲載いたしております。画面レイアウトや言葉づかいなどにも工夫いたしまして、子どもでも分かりやすいホームページの作成を進めていくとともに、「チャットボット」と言われる、自動応答プログラムによる問い合わせ対応などの導入を図るほか、現在まちじゅう図書館事業での情報発信に活用しているInstagramに加え、高

	校生なども含めた幅広い世代の利用者への情報発信を行うため、TwitterやLINEなど、さらなるSNSの活用についても進めてまいりたいと考えております。 次に、今後の計画策定までのスケジュールにつきましては、教育振興基本計画と同様に、今回の素案に対する御意見を踏まえまして、必要な修正作業を行ったのちに、最終案として取りまとめたものを、来月末を目途に改めて本委員会にお示しする予定といたしております。その後、1月下旬に市の経営会議に諮り、パブリックコメント等の手続きを経たのち、3月を目途に最終的な計画策定を予定いたしております。 報告2号につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。
藤本教育長	それでは、報告第2号について意見・質問等がありましたらお願いいたします。
佐藤委員	また細かいところなのですが、12ページの基本方針のところ、これって市がどうやるかなのであって、方針2～4は、主語は行政ですよ。けれど、1番の読書活動は本人のことなので、読書活動を充実させるのは本人ですよ。なので、ここの指導とか工夫、「読書指導の工夫や充実に努める」とか、「成長に合わせた本の提供機会を提供する」となったら、「発達段階に応じた読書活動の保障」とか、充実させるのは本人で、そのために行政は何をするのかというような書き方のほうが、他の方針には合うのではないかなというふうに思いました。
松 富 中央 図書館長	その表現は、また考えさせていただきたいと思います。
藤本教育長	その他ございますか。
山本委員	「日本一本を読むまち」はまだ考えとしてありますか。
松 富 中央 図書館長	これはまた、この後の計画にもございますけれども、今の総合計画の中にも「日本一本を読むまち」は、まだ残っています。 「日本一本を読むまち」は市全体でという意味でとらえております。これは子どもに限った計画ということで、次の「図書館サービス計画」の中には別途あります。
藤本教育長	その他、よろしいですか。 では、またありましたらお願いいたします。 続きまして、報告第3号「第四次山口市立図書館サービス計画（素案）」について事務局からお願いいたします。
松 富 中央 図書館長	それでは引き続きまして、報告第3号「第四次山口市立図書館サービス計画」について御説明いたします。お手元のBの資料を御覧いただきたいと思います。 「第四次山口市立図書館サービス計画」を策定するにあたりまして、昨年度・令和3年度に、計画策定のための市民アンケートを実施いたしまし

た。今年度の令和4年度は山口市立図書館協議会を3回開催いたしました。検討を行ってまいりました。

第三次計画にも中期整備事業の取り組みとして、「電子図書館の取り組みを検討する」と記載がありましたが、現実には進んでおりませんでした。

しかし、この第四次図書館サービス計画での新たな大きな柱として、1ページを御覧いただきたいと思いますが、「計画策定の趣旨」の中段に記しておりますように、これまでの第三次計画までの取組に加え、「人生100年時代」と言われる長寿社会の到来や、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向け、社会状況は大きく変化しており、図書館もデジタル技術を活用した今後の基本的なサービスや新しいサービスの方向性を示す指針・目標となる計画を策定しようとするものとしたところでございます。

2ページの計画期間につきましては、山口市総合計画の後期計画、教育振興基本計画などの関連計画と整合を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間といたしております。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。市立図書館の「基本的な方向」として、「1市民の一人ひとりの知的欲求を満たし、幸せな暮らしを支援する図書館づくり」「2地域の歴史・文化を継承し、郷土愛を育む図書館づくり」「3『日本一本を読むまちづくり』を進める図書館づくり」を掲げております。

次の13ページを御覧ください。計画の基本方針を「いつでもどこでも本に出会えるまち 人生100年時代にマッチした 身近に役立つ 市民の図書館」といたしております。

次に20ページをお開きいただきたいと思います。この計画の体系図でございまして。

基本方針を実現するため、4つの「基本目標」を掲げております。

1番目は新たな目標として掲げております、「超スマート社会（Society 5.0）を支える図書館」。2として「『教育・子育てなら山口市』次代を担う子どもの可能性を伸ばす図書館」。3として「市民の知的欲求に対応する情報拠点となる図書館」。4として「地域に潤いを与える安全安心で快適な図書館」を掲げました。内容は14～19ページにございます。

基本目標を実現していくための取組として、個別事業がございまして、22ページから46ページまで、具体的なサービスの内容と今後5年間の取組時期を記載しております。この中で令和6年度中に現在の図書館システムを更新するタイミングで、デジタル技術を活用した、今後の基本的なサービスや新しいサービスを導入する予定を計画に表しております。それに関連する新たな記述といたしまして、22ページの上の枠、「情報発信機能の整備・充実」の「図書館ホームページの機能強化」で、ホームペー

ジを機能強化し、ホームページ上に、ボタンを作って、図書館に来館しなくてもレファレンスサービスを受けられるようにすることと書かれています。その下、「情報通信技術の進展への対応」の「図書館利用者カードのデジタル化」。それから23ページの「電子図書館等デジタルコンテンツの提供・充実」の各項目。24ページの「学校図書館への支援の実施・充実」枠の一番下、「電子図書館の活用」、27ページの「児童サービス・資料の充実」の「子ども向け電子書籍の導入」。下から2番目の「ホームページやSNSを活用した情報発信」。それから32ページの「レファレンスサービスの実施・充実」枠の上から4番目「電子メールレファレンス」などがございます。

47ページからは、目指す姿を実現するために今後、重点的に進めていくプロジェクト事業として、「1 デジタル技術活用プロジェクト」「2 蔵書充実プロジェクト」「3 学校図書館支援サービス充実プロジェクト」を掲げております。

まず、48・49ページの「デジタル技術活用プロジェクト」は、新しい取組として、電子図書館サービスの導入による電子書籍の導入、地域資料のデジタル化等、図書館ホームページの機能強化とSNSの活用、デジタル技術を活用した図書館サービスの利便性向上に取り組んでまいります。

次に50、51ページの「蔵書充実プロジェクト」は、ニーズの多い資料や地域資料を重点的に収集・提供するとともに、「デジタル技術活用プロジェクト」の再掲になりますが、電子図書館サービスの導入による電子書籍の導入、地域資料のデジタル化等にも取り組んでまいります。

52、53ページの「学校図書館支援サービス充実プロジェクト」は、小中学校での読書や調べ学習のために支援を行うもので、学校図書館への支援の実施・充実として、団体貸出の実施・充実、配送サービスの実施・充実、ブックリストの配布・充実、情報提供と相談対応、ブックトークの実施・充実に加え、新たな取組として、児童生徒1人1台端末での電子書籍の活用を掲げております。

また、学校との連携強化として、学校図書館関係者の連携強化、学校を通じた図書館利用登録の推進、図書館利用講座の実施、中・高校生の参画による事業の推進、特別支援学校への読書活動支援、職場体験の実施に取り組んでまいります。

57ページからは、昨年度行った市民アンケートの集計結果を載せております。

今後の策定スケジュールにつきましては、「教育振興基本計画」等と同様に考えております。

報告3号につきましては以上でございます。

藤本教育長

それでは、報告第3号について意見・質問がありましたらお願いいたします

	ます。
佐々木委員	もしかしたらこの中に記載があるかもしれないですけども、最近、オーディオブックといいますか、音声で読むというよりも聴く本みたいなもののがかなり普及しているようにも聞いておりますけれども、このサービス計画の立案の過程で、オーディオ化であるとか、そういったような話は出ましたでしょうか。
松 富 中央 図 書 館 長	いろいろと支援が必要な方々に対して、どういう対応をしていくかという、そういった中でのことは出ております。そういった方々にどれだけの配慮が出来ているかということは、これからの重要な要素と考えておりますので。特定のものを書くかどうかは分かりませんが、そういった支援のあり方といいますか、そういったものから計画の中には取り込んでいきたいと考えています。
佐々木委員	支援に限らず、一般人も本を聴くみたいな方法もありますね。また御検討いただけたらと思います。
松 富 中央 図 書 館 長	それはちょっと出ていなかったと思います。そういう御意見があったことはまた話してみたいと思います。
藤本教育長	その他ございますか。 またありましたら、お願いいたします。 それでは続きまして、報告第4号の「令和4年度全国学力・学習状況調査における山口市の結果概要について」、お願いいたします。
右 田 学 校 教 育 課 長	それでは、「全国学力・学習状況調査」における山口市の結果概要について、御報告いたします。 本年4月19日に「令和4年度全国学力・学習状況調査」が実施されました。 本市教育委員会におきましては、毎年、「教科に関する調査」及び「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」の結果を分析いたしまして、本市としての取組の成果や課題を「山口市の結果概要について」としてまとめ、各小・中学校長に周知いたしますとともに、本市ウェブサイト公開することとしております。 つきましては、令和4年度の結果概要案を別紙資料Cの通り作成いたしましたので、御報告いたします。 それでは、資料C「結果概要について」の2ページを御覧ください。 2ページの上段にお示ししておりますグラフは、全国及び山口県の平均正答率を100とした場合の、本市の平均正答率を表したものでございます。左側が小学校、右側が中学校となっておりますが、いずれの教科においても、全国及び山口県の平均正答率を上回る結果となっております。 さらに、冊子の3～8ページにつきましては、小学校の国語・算数・理科、中学校の国語・数学・理科において出題されました問題の中で、特に成果が見られた問題を「◎」で、また、課題が見られた問題を「▼」のマ

	ークを付けて、それぞれ2点ずつ、上段部分にお示いたしますとともに、課題が見られた特徴的な問題を1つ取り上げ、児童生徒の解答傾向や解答結果の考察、課題解決に向けた学びのポイントの3点を添えて、お示ししているところです。 続きまして、9ページと10ページを御覧ください。こちらでは「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」の結果において、特に顕著であった結果につきまして、望ましい状況を「◎」で、課題の見られる状況を「▼」のマークを付けて、こちらもそれぞれ2点ずつ、お示ししているところです。 9ページにございます「自己肯定感の涵養」につきましては、全国平均を上回る結果となっております、今後も「できた」「分かった」と達成感を味わうことができる授業づくりやコミュニティ・スクールの仕組みを活かした地域と連携した教育活動等を通して、自己肯定感の涵養を図ってまいります。 一方、「自分の考えがうまく伝わるよう、工夫して発表すること」につきましては、日々の授業において、「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している」と回答している児童生徒の割合が、全国や山口県の平均値を下回っている状況です。この項目につきましては、教科の結果と質問紙の結果をクロス集計いたしまして分析し、肯定的回答をしている児童生徒と否定的回答をしている児童生徒を比較いたしましたところ、肯定的回答をした児童生徒の方が、教科の平均正答率が高くなっている傾向が見られました。 こうしたことから、日々の授業におきまして、自分の思いや考えを話す場面を多く設定し、話す経験を積み重ねていくことができる授業づくりを大切にしていりたいと考えております。 冊子の最終ページにつきましては、課題解決に向けた各学校の取組事例の中から参考にしてほしい好事例を取り上げておりまして、紹介させていただいております。 教育委員会と各学校がこうした課題を共有しながら、担当校指導主事による学校訪問や校内研修等における授業参画等の機会を通じまして、今後も課題解決に向けた授業づくりの指導・助言に努めてまいりたいと考えております。 以上で終わります。
藤本教育長	それでは、報告第4号について質問・意見はありますでしょうか。
佐藤委員	これって、2ページ、最初の指標のところはこういうふうに作るものなのですか。私、ちょっと良く分からなかったのですが、全国を100としたら山口県はここ、山口市はこれぐらいというふうにしたほうが分かりやすいじゃないかなと思ったのですが。
右田学校教	御指摘の通りです。2ページまでは、ある教科の平均正答率につしまし

	育課長	て、県や国を１００として表すことによって、市の状況であるとか、各学校の状況がとらえやすいというようなことから、このかたちで表されることが多くございます。
	佐藤委員	その気持ちは分かるのですが、だったら一つのグラフについて、県との比較が国語・算数・理科となっていて、もう一つのところが国との比較で国語・算数・理科となっていて、もう一つは県との比較で国語・算数・理科となったら分かるのですが。 指標の違うものが隣のグラフに入ると、グラフとしてはちょっと違うんじゃないかなと思ったのですが。
	右田学校教育課長	見やすさという意味で、並べてはみましたけれども、御意見をいただきましたので、検討してみたいと思います。
	藤本教育長	他にはございますか。 では、この分析を基に、またしっかり活かしていきたいなと思います。 それでは続きまして、報告第５号の「宗教法人常栄寺所有絵画の国の重要文化財への指定について」、事務局からお願いします。
	渡辺文化財保護課長	報告第５号「宗教法人常栄寺所有絵画の国の重要文化財への指定」について、御説明申し上げます。 資料番号②の議案参考資料５ページをお開きください。 去る１１月１８日に開催されました国の文化審議会におきまして、常栄寺が所有されている２幅の絵画「絹本著色雪舟等揚像 雲谷等益筆」及び「絹本著色惟松円融像 雲谷等顔筆」の国の重要文化財への指定答申がなされました。 今後、官報告示を経て、国の重要文化財に指定される見込みです。 絹本著色雪舟等揚像は室町時代の画僧・雪舟の肖像画で、江戸時代初期の萩藩絵師・雲谷等益の代表作として知られているものです。 また絹本著色惟松円融像は常栄寺三世の惟松円融の肖像画で、毛利輝元に仕えた雲谷派の祖、雲谷等顔の作として知られています。 なお、本市の国の重要文化財の絵画は今回の指定で合計８件となります。いずれも、こちらの絵画は文化庁へ貸出中でありまして、来年度、山口県立美術館で展示される予定と聞いております。 以上で報告第５号の説明を終わります。
	藤本教育長	では、報告第５号について何かございますでしょうか。 よろしいですか。無ければ次に行きます。 それでは、議案第１号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出（令和４年度教育費補正予算）」について事務局から説明をお願いします。
	石川教育総務課長	資料になりますが、①の１ページでございます。 議案第１号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」でございます。

	2 ページを開いていただきます。こちらは「令和4年度山口市一般会計補正予算（第6号）」についての説明をさせていただきます。詳しい説明は資料を変えさせていただきますして、資料②の議案参考資料を使わせていただきます。これの2・3 ページでございます。 2 ページの一番下の段になりますけれども、款10 教育費 項2 小学校費 目1 学校管理費につきまして、学校管理運営費として7,600万円を増額するものでございます。 同様に、3 ページの中段になりますが、款10 教育費 項3 中学校費 目1 学校管理費につきまして、学校管理運営費として4,200万円を増額するものでございます。こちらにつきましては、原油価格・物価高騰等の影響によりまして、電気・ガスの価格、光熱費でございますけれども、この高騰に伴いまして不足が生じるため、増額するものでございます。 議案第1号の説明は以上でございます。
藤本教育長	では、議案第1号について意見・質問等ございますでしょうか。 無いようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。 （全員挙手） それでは、原案通り承認いたします。 続きまして、議案第2号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出（大内中学校特別教室棟大規模改修工事の請負契約の締結）について」、事務局からお願いします。
藤原教育施設管理課長	それでは、議案第2号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出」について、御説明いたします。議案資料①の8、9 ページを御覧ください。 12月議会において、大内中学校特別教室棟大規模改修工事の請負契約の締結について、予定価格が1億5,000万円以上の工事であることから、議会の議決を求めるものでございます。 10月2日に条件付き一般競争入札を執行いたしました結果、落札者が決定いたしましたので、請負契約を締結することについて、山口市議会の「議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、市議会の議決を経る事項の決定に関することありますので、教育委員会の同意を求めるものでございます。 9 ページにありますように、契約の相手方は山口市小郡船倉町2番29-1号、防長建設工業株式会社代表取締役 岩崎貴史で、契約金額が1億7,674万8千円でございます。工事の完成は令和5年7月末を予定しております。 それと、このたび改修工事をいたします大内中学校特別教室棟につきましては、昭和59年に建設、築約40年（築38年）で、RC造り3階

	1, 415㎡の建物でございます。 具体的には、屋根の防水、外壁の補修、内部建具の取替、内装の改修をいたしております。また、社会的要求水準を満たすために、トイレの洋式化や照明のLED化、校内LAN配線の機能向上、廊下の蛇口の自動水栓化やレバー式化を含む給排水設備の更新などを合わせて行うことといたしております。 以上で終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
藤本教育長	それでは、議案第2号について意見・質問等がございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) それでは、原案の通り承認いたします。 続きまして、議案第3号の「山口市指定文化財の指定の諮問」について事務局からお願いいたします。
渡辺文化財保護課長	議案第3号「山口市指定文化財の指定等の諮問」について御説明申し上げます。資料番号①の議案10ページを御覧ください。 山口市指定文化財の指定につきまして、山口市文化財審議会へ諮問するものでございます。案件につきましては、「釈迦如来坐像及び両脇侍像」でございます。 概要につきまして御説明します。資料番号②議案参考資料の4ページをお開きください。 種類は有形文化財の彫刻、名称及び員数は、釈迦如来坐像及び両脇侍像、合計3躯となります。所在地及び所有者は山口市陶の正護寺でございます。 今回の仏像は正護寺の御本尊として本堂に安置されています。正護寺は1356年から1361年に大内氏の重臣である陶弘政が創建したものと伝えられています。釈迦如来坐像の底部に「仏師法印 印什作」という陰刻(刻銘)がございまして、南北朝時代に活躍した院派仏師である院什の作であることが明らかとなっています。 院派というのは平安後期から繁栄し有力な仏師を多く輩出した仏師の流派でございます。写真を御覧いただくと、両脇に文殊菩薩坐像及び普賢菩薩坐像があることがお分かりいただけます。この2躯も同一仏師の作です。 この院什という仏師は「法印」という僧侶としての最高位を与えられておりますけれども、法印としての作例はこれまで全国で3例が確認されておまして、本像は4例目となります。正護寺の創建時期と同じ年代の制作と考えられ、当時の大内氏や陶氏と院派仏師のつながりをうかがい知る

	ことができる重要な資料でもございます。 以上、議案第3号「山口市指定文化財指定の諮問」につきまして、山口市文化財保護条例第4条の規定により、諮問してよいかと諮りいたします。 御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	藤本教育長 それでは議案第3号について、御意見等ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、原案の通り承認いたします。 以上で、本日の付議案件については終了いたしました。 次回の定例会はこちらの第1会議室で、12月23日（金）午後2時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、令和4年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。
	上記のとおり相違ありません。 令和4年 月 日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____